

随意契約理由書

案件名称： 六尾配水場ほか 水道設備補修工事

契約番号： 06-83-修繕-7906

本件は、六尾配水場ほかに設置している水道設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した、株式会社日立製作所関西支社が補修や点検等の業務を移管している関西日立株式会社一者のみである。

よって地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、関西日立株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。